

令和8年

- 第4回 -

藤岡市教育委員会定例会議事録

藤岡市教育委員会

令和8年第4回藤岡市教育委員会定例会議事録

日 時 令和8年3月25日(水)

午後3時

場 所 教育庁舎3階第1会議室

開 会

日程第 1 第2回定例会の議事録の承認

日程第 2 教育長の諸報告

日程第 3 議案第10号 教育財産の用途廃止について

日程第 4 議案第11号 令和8年度藤岡市教育委員会教育方針について

日程第 5 議案第12号 藤岡市奨学資金の貸与決定について

日程第 6 議案第13号 藤岡市教育委員会ストレスチェック制度実施要綱の一部改正について

日程第 7 議案第14号 藤岡市中学生海外派遣実施要綱の一部改正について

日程第 8 議案第15号 藤岡市社会教育指導員の任命について

日程第 9 議案第16号 藤岡市指定重要民俗文化財の指定について

日程第10 議案第17号 藤岡市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第11 議案第18号 藤岡市文化財保護審議会臨時文化財調査委員の委嘱について

- 日程第 1 2 議案第 1 9 号 藤岡市スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 1 3 議案第 2 0 号 藤岡市教育委員会事務局職員の任免について
- 日程第 1 4 議案第 2 1 号 藤岡市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について
- 日程第 1 5 議案第 2 2 号 藤岡市学校運営協議会委員の委嘱について
- 日程第 1 6 議案第 2 3 号 藤岡市地域学校協働活動推進員の委嘱について
- 日程第 1 7 議案第 2 4 号 藤岡市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について
- 日程第 1 8 議案第 2 5 号 藤岡市学校給食センター管理及び運営に関する規則の一部改正について

閉 会

・出席委員等

教 育 長	岸 正 博 君	教育長職務代理者	貫井 真由美 君
委 員	秋 谷 雅 文 君	委 員	岩 井 剛 君
委 員	藤 田 恵 子 君		

・説明のため出席した者

教 育 部 長	酒 井 昭 仁 君	教育総務課長	山下 由希子 君
学校教育課長	佐 藤 淳 君	生涯学習課長	塚 本 健 次 君
文化財保護課長	井 上 勉 君	スポーツ課長	高 橋 紀 之 君
学校給食センター所長	木 島 尚 美 君		

・事務局職員出席者

係 長	田 村 淳 和	書 記	秋 山 智 行
係 長 代 理	温 井 謙 人		

## 会議の概要

開会 14時54分

### 開 会

教育長（岸正博君）出席委員、全員でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議は成立いたします。

それでは、ただ今より令和8年第4回藤岡市教育委員会定例会を開会します。

初めに、議事録署名人の指名を行います。藤岡市教育委員会会議規則第20条第1項に基づき、秋山書記を指名します。

### 日程第1 第2回定例会の議事録の承認

教育長（岸正博君）日程第1、第2回定例会の議事録の承認についてですが、各委員におかれましては、訂正箇所等がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（岸正博君）第2回定例会の議事録を承認することで、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

教育長（岸正博君）第2回定例会の議事録は承認されました。

### 日程第2 教育長の諸報告

教育長（岸正博君）日程第2、教育長の諸報告についてですが私から報告します。

教育長（岸正博君）最初に教育総務課です。

2月の定例会でご承認いただきました教育委員会関連の令和8年度予算は、3月19日に閉会した令和8年第1回藤岡市議会定例会において全て可決されました。

令和8年度の貸与型奨学金は、本日議案を提出しておりますので、この後、ご審議いただきます。また、給付型の看護師育成奨学金及び千美文化芸術奨学金につきましては、今月末までを申込期間としておりますので、次回4月の定例会に議案として提出する予定です。

次に学校教育課です。

3月3日、教育研究所の修了式を行い、1年間研究に励んだ研修員たちに修了証を授

与しました。この1年間、どの研究員も意欲的、計画的に研究を行い、授業力を向上させました。今後も指導力向上に向け自己研さんを積み重ねてほしいと思っています。

小中学校の卒業式では、3月13日に中学校504名が、24日には小学校467名が卒業しました。

明日、小中学校の修了式及び転退任する教職員の離任式を行い、令和7年度を終える予定です。同時に日野小学校閉校式も開催いたします。

小中学生の進路につきましては、3月21日現在ですが、中学校は卒業生504名中、再募集を含め公立高等学校等進学319名、私立高等学校進学151名、通信制等31名、就職1名、在家2名となっております。

小学校は、卒業生467名中、456名が市内の中学校に進学し、中央中等教育学校や市内外の私立中学校等に11名進学します。

本日、午前中に、来年度本市に新採用となる教諭11名、養護教諭1名、計12名の面接及び配置校の内示を行いました。新採用者は、皆やる気にあふれ、頼もしく感じています。初任の3年間で本市の教育をしっかりと学び、教員としての基礎、基本を身につけてほしいと願っています。

次に生涯学習課です。

3月4日から8日まで複合施設ふじまるホールにおいて、市民展覧会を開催しました。書道52点、美術81点、写真73点、合計206点の応募の中から、書道9点、美術8点、写真8点が入賞され、8日に複合施設の会議室で表彰式を行いました。市民展の5日間の来場者数は1,302人でした。

また、3月14日に、善意の会表彰式を地域づくりセンター藤岡で開催し、各団体や小中学校から推薦されました善行者28名と小さな善意を進める啓発標語の入賞者21名を表彰しました。

2月の総合学習センターの利用状況は、文化施設利用240団体、2,722人、体育施設利用182団体、2,548人、合計422団体、5,270人でした。

次に、文化財保護課です。

藤岡歴史館では春季企画展を3月20日から開催しています。市民から寄附された当時の印刷物や雑誌など約70点を展示しており、明治から昭和時代初期について、世界へ羽ばたこうとしている時代の空気を感じていただければと思います。

世界遺産高山社跡では、3月11日に令和7年度第2回高山社跡整備委員会を、現地高山社跡及び高山社情報館にて開催しました。高山社跡において今年度の修復・補強工事及び発掘調査の成果を確認した後、高山社情報館において各委員からご意見をいただ

きました。

フユザクラ樹勢回復事業は、3月12日に第3回専門委員会を開催しました。令和7年度の事業報告とクビアカツヤカミキリ対策及び試験植樹について報告しております。

2月の入場者数は、高山社跡が479人、藤岡歴史館は561人でした。また、デジタル博物館2月のアクセス数は6,248件でした。

次にスポーツ課です。

大会関係では、2月21日、22日の2日間にわたり第41回藤岡市スポーツ少年団ミニバスケットボール大会、3月に入り8日に第23回藤岡市民軽スポーツのつどい、14日に第31回藤岡市中学生軟式野球大会など、3大会を開催し、257人が参加しました。

教室関係では、小学生バレーボール教室、健康体力づくり教室、陸上競技教室の3教室を開催し、161人が参加しました。

最後に学校給食センターです。

3月4日の小学校給食で提供したアーモンドフィッシュですが、ごま入りが誤って納品され提供してしまったため、ごまアレルギーを持つ児童1名が誤食し、喉のかゆみが発症してしまいました。幸い症状も悪化せず大事には至りませんでした。誤って納品を行った給食物資取扱事業者、学校給食センター職員、給食の提供に携わる全ての者が事態を重く受け止め、再発防止と安全安心な給食の提供に努めてまいります。

今年度の学校給食の提供は、小学校195日、中学校196日間実施し、本日、3月25日で終了しました。

令和8年度は、小学校が始業式の翌日4月8日から開始、中学校は入学式が午後のため、2、3年生は4月7日より開始します。

以上、教育長報告といたします。

教育長（岸正博君）ただ今の諸報告について、ご質問がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（岸正博君）質問もないようですので、教育長の諸報告を終わります。

### 日程第3 議案第10号 教育財産の用途廃止について

教育長（岸正博君）次に、日程第3、議案第10号、教育財産の用途廃止について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（山下由希子君）議案第10号について朗読及び概要を説明する。

(説明内容) 教育財産の用途廃止についてご説明申し上げます。藤岡市立日野小学校は、藤岡市立学校設置条例の一部を改正する条例が令和8年4月1日付けで施行されることをもって閉校するため、教育財産としての用途を廃止しようとするものです。

用途を廃止する財産は土地及び建物です。

なお、教育財産としての用途を廃止した後は、地方自治法第238条の2第3項の規定により、普通財産として市長の権限により管理されるのが通常ですが、学校の跡地利用について検討を行っていることから、引き続き教育総務課にて管理することといたします。

教 育 長 (岸正博君) ただ今、事務局より議案第10号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長 (岸正博君) ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第10号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長 (岸正博君) 異議がないようですので、議案第10号、教育財産の用途廃止については、原案のとおり承認されました。

#### 日程第4 議案第11号 令和8年度藤岡市教育委員会教育方針について

教 育 長 (岸正博君) 次に、日程第4、議案第11号、令和8年度藤岡市教育委員会教育方針について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長 (山下由希子君) 議案第11号について朗読及び概要を説明する。

(説明内容) 令和8年度藤岡市教育委員会教育方針についてご説明申し上げます。令和8年度藤岡市教育委員会教育方針をご覧ください。藤岡市教育委員会では、教育行政方針の基本理念及び基本方針に基づき、令和8年度の教育委員会各課の方針と事業計画をまとめたものです。

それでは、教育総務課からご説明いたします。教育総務課では、安全で安心な学校施設及び設備の計画的な整備を進め、教育環境の向上を図ります。また、奨学金制度の普及に努めます。

次に各事業計画の主なものを説明いたしますが、前年度から継続して行っている事業

となります。

まず、教育委員会の運営は、毎月開催の教育委員会定例会の運営を行います。次にスクールバス運行事業は、遠距離通学の児童生徒の登下校のために安全にバスを運行します。次に小学校施設維持管理事業及び中学校施設維持管理事業では、小中学校全15校体育館に空調設備設置工事等を実施する予定です。最後に、奨学金貸付事業、多野しんきん育英会奨学金事業及び千美文化芸術奨学金事業の各種奨学金制度につきましては、引き続き実施をいたします。

学校教育課長（佐藤淳君）まず、方針からです。コミュニティ・スクールの推進を基盤とし、ESDで未来を創る小中一貫教育の充実により、持続可能な社会の創り手を育てます。これまで同様、コミュニティ・スクールの推進を基盤とする小中一貫教育を推進しますが、令和8年度からはESDで未来を創るという、何のためにするのかという藤岡教育の目的を前面に出しました。また、ESDの視点を取り入れた教育活動を展開する上で、本市は全ての学校がユネスコスクールであるという特徴や利点を生かし、ユネスコスクールのネットワークを活用することも示しました。小中一貫教育の充実では、一貫校として9年間を見通したカリキュラムのもと、目指す子ども像の実現に向けた取組みを推進いたします。特にこれまで、ここでは、このあとはを踏まえた子ども主体の授業づくり、子どものやる気を育てる生徒指導に重点を置き、教育の充実を図ります。コミュニティ・スクールの推進では、学校運営協議会、地域学校協働本部の組織的な取組みを推進し、学校課題の解決、学校教育の充実を図ってまいります。

事業計画ですが、主な事業は学校教育指導事業、小中一貫教育推進事業、英語指導助手設置事業、にじの家運営事業、教育研究所運営事業、通級指導事業です。まず、学校経営の改善・充実ではESDの視点を踏まえて、地域課題を自分ごととして捉え、総合的な学習の時間を中心に課題解決に向けた探究的な学習の推進を一番上にしました。藤岡市が大切にしてきたコミュニティ・スクールの推進を基盤とした小中一貫教育を土台に、ESDの視点を加えた探究的な学びを推進します。具体的には地域の課題を未来や世界とつなげて捉えなおし、総合的な学習の時間を通じて子どもたちが解決策を考え、行動する場を設けます。これまでの地域を学ぶ活動を一步進めて、地域のために動く自分ごとの学びに進化させることで、持続可能な社会の創り手を育ててまいります。学力の向上ですが、思考のヒントとなるつなぎ教材を工夫し、児童生徒が主体的に問題解決を図り、思考力、判断力、表現力などの考える力、知識技能の定着、非認知能力の育成を図ります。次にやる気の生徒指導ですが、小中9年間を通し、学校生活のあらゆる場において、子どもたちのよさを認め、ほめ、伸ばす指導、生徒指導の4視点を生かした指導を推進

し、子どものやる気、意欲を育みます。

次にいじめ対策ですが、管理職の責任と役割の明確化、いじめ防止担当教員を核とする組織的な対応、いじめ問題解決に向けた教育懇談会、いじめ問題解決に向けた子ども会議の共通理解により、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。全体として、藤岡市が掲げる誰一人取り残さない教育の理念に基づき、不登校支援と特別支援教育の充実にも全力で取り組んでまいります。

生涯学習課長（塚本健次君）方針としては今年度に引き続き人権に関すること、青少年の健全育成に関すること、関孝和先生顕彰事業の充実に関すること、総合学習センターや地域づくりセンターでの学習活動、充実に関すること、ボランティア活動への支援に関することの5つを進めていきたいと考えております。

続いて、事業計画ですが、方針に沿って人権教育推進事業では、小中学生から人権に関する標語、作文、ポスターの募集、また人権啓発指導者養成講座、人権講演会等を行います。集会所運営事業では集会所利用者への人権学習など人権意識の普及を図り、市民一人一人が人権を尊重する社会を目指します。二十歳を祝う会事業では、二十歳を迎える若者を激励、祝福するため、記念式典を実施します。青少年対策事業では、青少年補導員や青少年育成推進員等の協力をいただき、街頭補導や学習支援、相談業務を行い、青少年の非行防止と健全育成に努めます。生涯学習推進事業では、市民夏期大学講座や関孝和先生顕彰全日本珠算競技大会の開催、また出前講座等の実施により、生涯学習の推進を図ります。総合学習センター管理事業では、利用者が快適に施設を利用できるよう、適切な維持管理に努めます。市民活動支援事業では、安心してボランティア活動が行えるよう、保険制度の補助や活動の支援を行ってまいります。最後に、情報発信では、ホームページの作成や藤岡ホットメールなどを通じて、市民の方々へ適切な情報発信を行ってまいります。

文化財保護課長（井上勉君）文化財保護課では方針といたしまして、今年度に引き続きまして史跡、文化財施設の整備、充実努めること、及び歴史文化財の保護、調査、保存、活用を通して市民の郷土愛を育む機会をつくることを掲げています。

事業計画ですが、文化財保護・活用事業として、文化財管理事業で、指定文化財の管理に加えて、三波川（サクラ）樹勢回復事業、ヤリタナゴ保護事業等を進めます。高山社跡保存整備事業としまして、母屋兼蚕室の修復工事について、専門委員会の助言をいただきながら進めてまいります。また高山社跡管理事業として、現地施設の管理運営と顕彰会の支援などを実施します。広報、啓発、普及活動としまして、歴史民俗資料の公開、管理、貸出、学校や団体の見学や問い合わせへの対応、令和7年度に文化庁に認定

されました藤岡市文化財保存活用地域計画に基づく活動などを進めてまいります。文化財収蔵庫管理事業としまして、藤岡歴史館において年3回の企画展の開催を予定してございます。同時にホームページ上でデジタル博物館を公開しており、将来的に新しいコンテンツや現状のコンテンツ内のデータ追加を検討してまいります。そして、埋蔵文化財事業としまして、各種開発に対応いたしまして埋蔵文化財の周知や発掘調査の対応、必要に応じて発掘成果の公開等を進めてまいります。

スポーツ課長（高橋紀之君）最初に方針でございますが、地域スポーツの推進を図るため市体育施設や学校体育施設を活用し、スポーツを通して市民の方々の体力の向上や健康の保持増進に努めるとともに、スポーツに親しみ、楽しむことができるよう各種スポーツ大会や教室等を開催し、スポーツの振興を図ってまいります。また、感染症及び熱中症の対策により安全で安心なスポーツ活動を実施してまいります。なお、国民スポーツ大会については最後にお話しいたします。

続きまして、事業計画でございますが、大規模スポーツイベントを含め、年間を通して市民スポーツ大会や市民スポーツ教室を計画して開催いたします。また、市内小中学校の体育施設をスポーツの実践の場として地域住民に開放します。軽スポーツの推進では年間を通して出前講座等を実施し、スポーツ指導者の育成では講習会や研修会へ参加いただき、指導者の資質向上に努めてまいります。最後に新規事業として国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会でございますが、令和11年度の開催に向けてこの4月よりスポーツ課に国民スポーツ大会準備係が設置されます。競技種目はサッカー、ウエイトリフティングで、県において7月に正式決定される予定で、それを受けて8月に市の実行委員会を立ち上げる計画としております。また、10月に先催県である青森県の視察を計画しております。

学校給食センター所長（木島尚美君）学校給食センターでは方針といたしまして、安全安心な学校給食を提供すること、栄養摂取基準を満たすように献立の工夫に努めること、児童生徒が望ましい食生活や食に関する正しい理解と適切な判断力を身につけられるよう、各学校と連携し、さまざまな機会での食育活動を推進することを掲げております。

事業計画といたしまして、令和8年度は小学校192日、中学校193日、給食の提供を予定しております。食物アレルギー対応事業では、アレルギー担当栄養士を中心に、調理委託業者、保護者、学校と連携を密にして、確実なアレルギー対応食を提供してまいります。令和8年度の対応食は小学校が23名、中学生が4名、合わせて27名への提供を予定しております。食育推進事業では、群馬県の食育実践協力調理場の指定を令和8年度も受けておりますので、各学校と連携を図り、給食時間訪問などを計画、実施

するほか、保護者に向けた食育情報を給食実施日に市の公式LINEを活用して配信してまいります。学校給食徴収業務では、令和6年度より本市の給食費が無償となっておりますので、主に教職員と県立特別支援学校高等部の生徒に関わる学校給食費について、口座振替により、給食費の徴収業務を実施いたします。また、学校給食費の滞納につきましても、引き続き的確な債権管理を実施してまいります。最後に学校給食費無償化事業ですが国や県による新たな施策がスタートし、児童の給食費相当は支援されます。生徒については対象とされておりませんが、引き続き中学生も本市では学校給食費の無償化を実施してまいります。

教 育 長（岸正博君）ただ今、事務局より議案第11号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

秋谷委員。

委 員（秋谷雅文君）学校教育課なのですが、私が以前貰った教育方針と今回の教育方針で中身に若干違いというか、変化が見受けられるように思います。それは、今までは笑顔とやる気を藤岡教育のベースとして小中一貫教育等を図っていくという内容だったと思うのですが、今回初めてESDという、私なんかは初めて聞いた言葉でしたのでネットで調べてみたのですが、持続可能な社会の創り手の育成というような意味になっておりました。今度はそれをベースにしていくということであれば、若干の変化がなされると理解してよろしいのでしょうか。

教 育 長（岸正博君）学校教育課長。

学校教育課長（佐藤淳君）今年度、新たにESDで未来を創るというのを入れました。基本的には、これまでやってきたコミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育を推進していくのは変わりません。コミュニティ・スクールは地域の力を使って、地域の子どもたちを育てるという土台は変わらないですし、小学校から中学校の9年間を縦でつなげていくというのも変わりません。ただ、そこにESDで未来を創るということで、今まで蓄えてきた知識で自分たちで未来を創っていく力を身に付けていこうというのを前面に出して、勉強してきたことを何に生かすかというのを子どもや先生にしっかり意識してもらおうということで、ESDで未来を創るというのを前面に出しました。やっていることは基本的に同じです。ただ、出口というか自分たちがやっていることが未来につながるんだという意識を子どもにも先生にも持ってもらおうということで、今年度からESDという言葉を入れました。やることは基本的には同じで、何のためにやっていくのかというところをしっかりと持っていこうということです。

委員（秋谷雅文君）続きなのですが、学校教育課の方針の頭で、ESDがありますよね。

その後のフレーズの中で最後に持続可能な社会の創り手の育成という言葉が出て、これは同じ意味のように思えるのですが、E S Dが持続可能な社会の創り手の育成教育という意味だとすると、この一つの文章の中で同じ意味の言葉が2つ、なんかダブっているような気がして、ちょっと私にはよくわかりませんよね。要するに言葉は違うんだけど意味がダブっているような気がするのですよ。その辺はいかがですか。

教 育 長（岸正博君）学校教育課長。

学校教育課長（佐藤淳君）秋谷委員のおっしゃるとおり重なっている部分はあるのだと思います。それは、我々の思いが一番上の部分に現れているということで、重ねるような表現にはなっているのですが、この上の「コミュニティ・スクールの推進を基盤とし、E S Dで未来を創るという小中一貫教育」というのが、イメージ的にはカギカッコでくくられた合言葉的なイメージで、これを充実することで、持続可能な社会の創り手を育てるといふところになるので、確かに重なっている部分はあるのですが、見せ方の問題で分かりづらくはなるかと思うのですけど。

委 員（秋谷雅文君）E S Dを一番最後にカッコで入れるとか、ちょっと表現が正確か分からないですね。

学校教育課長（佐藤淳君）新しく入れる言葉なので、確かに熟成されていないというか、どういうふうにすると伝わりやすいかというのも、我々も手探りな部分もあって、今まで入れていないものを入れたというところがあるので、どうしても回りくどくなったりとか、ただでさえ持続可能な社会というだけ少し分かりづらかったりとか、それってどういうことなのという意見が出てくると思います。E S D一つ取ったって、E S Dとは何ぞやから説明していかなければならないというところもあるので、来年度から学校に新たにこれを伝えていくわけなのですが、その部分ではもう少し分かりやすく説明できるように準備を進めていこうと思っています。

教 育 長（岸正博君）他にご質疑やご意見はありませんか。

藤田委員。

委 員（藤田恵子君）文化財保護課のことで質問をしたいのですが、高山社跡保存整備事業の中で、母屋兼蚕室の修復工事というのが、令和7年度も同じ5月から2月予定とあったのですが、毎年この時期に工事がやりやすいということで同じ時期にされているということですか。

教 育 長（岸正博君）文化財保護課長。

文化財保護課長（井上勉君）こちらの保存事業修復工事につきましては、国庫補助事業の補助金を頂いておりまして、国庫補助金の交付決定があつてから、契約をして年度内に

工事を進めます。年度末には実績報告もございますので、2月までにはけりをつけて修理するという形になります。母屋兼蚕室の修復なのですが、建物とするとそれほど大きな建物ではないのですが、文化財的建造物ということでいろいろな痕跡を調査したり、古い時代のものに戻したりという形で手がかかっておりますので、数年間かかって調査を進めていくという形になっております。

教 育 長（岸正博君）他にご質疑やご意見はありませんか。

秋谷委員。

委員（秋谷雅文君）国民スポーツ大会。先ほどの説明の中で、藤岡市はサッカーとウエイトリフティング。サッカーの会場は分かるのですが、ウエイトリフティングの会場についてはこれから検討するのか、もうどこか決まっているところはあるのかどうか。

スポーツ課長（高橋紀之君）ウエイトリフティングについては藤岡工業高等学校が会場となります。

教 育 長（岸正博君）他にご質疑やご意見はありませんか。

委員一同 なし。

教 育 長（岸正博君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第11号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（岸正博君）異議がないようですので、議案第11号、令和8年度藤岡市教育委員会教育方針については、原案のとおり承認されました。

## 日程第5 議案第12号 藤岡市奨学資金の貸与決定について

教 育 長（岸正博君）次に、日程第5、議案第12号、藤岡市奨学資金の貸与決定については、藤岡市情報公開条例第6条第1号に該当いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び藤岡市教育委員会会議規則第17条ただし書きの規定により、議事を非公開といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（岸正博君）異議がないようですので、本案件については非公開といたします。

教育総務課長（山下由希子君）議案第12号について朗読及び概要を説明する。

(説明内容) 藤岡市奨学金制度は、藤岡市奨学資金貸与に関する条例及び条例施行規則に基づき、進学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者に対して、奨学資金を貸与しているものです。

令和8年度は、令和8年2月2日から2月27日までの申込み期間中に、高校への進学2名、専門学校への進学1名、大学への進学又は在学が21名、合計24名の申込みがありました。

3月12日に藤岡市奨学資金運営委員会を開催し、貸与について運営委員会の意見を聴取しましたところ、保護者等の所得要件、学校長の推薦などについて24名全員が貸与要件に合致しており、24名全員に貸与することが適当であるとの意見をいただきましたので、奨学金貸与の決定をお願いするものです。

なお、配布いたしました名簿につきましては、会議終了後に回収させていただきます。  
教 育 長 (岸正博君) ただ今、事務局より議案第12号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

岩井委員。

委 員 (岩井剛君) ペットの専門学校っていうのは、何を勉強する学校なのですか。そういう専門学校にも出していただけるといふことなのですか。

教 育 長 (岸正博君) 教育総務課長。

教育総務課長 (山下由希子君) 専門学校ですので、獣医になるのではなく、おそらくトリミングとか、そういったことを学ぶ専門学校だと思います。専門学校は奨学資金貸与の対象です。

委員一同 なし。

教 育 長 (岸正博君) ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第12号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長 (岸正博君) 異議がないようですので、議案第12号、藤岡市奨学資金の貸与決定については、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第13号 藤岡市教育委員会ストレスチェック制度実施要綱の一部改正について

教 育 長（岸正博君）次に、日程第6、議案第13号、藤岡市教育委員会ストレスチェック制度実施要綱の一部改正について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（佐藤淳君）議案第13号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市教育委員会ストレスチェック制度実施要綱の一部改正についてご説明申し上げます。まず1点目は本要綱の対象を明確化するため、略称を職員から教職員に改め、一般の事務職員等と区別するためです。2点目の改正は様式第1号及び様式第2号について藤岡市押印の省略に関する規則に基づき、押印を不用とするものです。

教 育 長（岸正博君）ただ今、事務局より議案第13号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

貫井委員。

委 員（貫井真由美君）ストレスチェック制度っていうのは具体的にどういうことなのか、読んでいてもちょっと分からなかったのを教えていただければありがたいのですが。

教 育 長（岸正博君）学校教育課長

学校教育課長（佐藤淳君）教職員に対して、年に一度アンケート形式でチェックをして、その結果で教職員のストレス具合がどういうものか分かります。あまりにもストレスが溜まっている場合は専門医につながるとかカウンセラーとつながるといった仕組みになっております。

教 育 長（岸正博君）他にご質疑やご意見はありませんか。

岩井委員。

委 員（岩井剛君）点数方式で重度とか軽度ということが分かるリストがあるのですか。

教 育 長（岸正博君）学校教育課長。

学校教育課長（佐藤淳君）カテゴリーごとに点数になって本人に届きます。誰の点数がどうかというのは我々のところには来ないのですが、あまりにも高ストレスの場合は分かります。みんなで見るとか校長が分かるというものではないので、自分で結果を見て結構来てるなとか、そういうので、職場に信頼できる人がいないにチェックを入れるとすぐ連絡が来るといふ噂は聞いたことがあるのですが、そこは確認していませんけど、そういうふうに職場でのストレスを見ながらやっていくことが多いです。

教 育 長（岸正博君）他にご質疑やご意見はありませんか。

委員一同 なし。

教 育 長（岸正博君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第13号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（岸正博君）異議がないようですので、議案第13号、藤岡市教育委員会ストレスチェック制度実施要綱の一部改正については、原案のとおり承認されました。

## 日程第7 議案第14号 藤岡市中学生海外派遣実施要綱の一部改正について

教 育 長（岸正博君）次に、日程第7、議案第14号、藤岡市中学生海外派遣実施要綱の一部改正について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（佐藤淳君）議案第14号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市中学生海外派遣実施要綱の一部改正について、ご説明申し上げます。今回の改正は、申請者の利便性の向上を図るため、参加申込書の提出について、従来の書面での提出に加え、電子申請システムを利用した提出を可能とするため所要の改正を行うものです。

教 育 長（岸正博君）ただ今、事務局より議案第14号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

秋谷委員。

委員（秋谷雅文君）新旧対照表のところなのですが、「市の広報及び」をカットすると。要は藤岡市のカナダのリジャイナの間で短期の交換留学、こういったことを今やっているんだということを市民に広く広報した方がいいのではないかと私は思うのですが、いかがかと。それと要は教育事業の一つとして広報することが必要になるのではないかと思うのですが、その2点についてお伺いします。

学校教育課長（佐藤淳君）リジャイナのホームステイに関しては、市で力を入れている大変重要な事業ですので、広報活動は必要だと考えています。ただ、募集のところの広報というよりは、実際にこういうことをやっていますと別で広報をしますので、募集のところでは広報をするというよりは、こういう事業をやっています。こういうところに行ってきましたというのは別の特集で組むことになっていますので、そちらの方で市民の方には広報して分かりやすく伝えていきたいと考えています。

教 育 長（岸正博君）他にご質疑やご意見はありませんか。

秋谷委員。

委員（秋谷雅文君）参加申込書についてなのですが、要するに自署を削るということですが、申込書の中で自署をするということは、保護者本人の意思表示、本人確認の一つ

というふうに理解できると思うのですが、さらに選考結果に不服を申立てませんという項目があるのですが、これは自署をすることで同意したんだというふうに理解できるのですが、ですから私は自署というのは取るべきではないと思っているのですがこの辺はいかがでしょうか。

学校教育課長（佐藤淳君）これまで、この申込書は書面のみで行っていましたので、子どもが保護者の同意なしに勝手に出すことがないように自署という欄があったのですが、今回より電子申請システムを利用するということを可能にするために、電子申請システムを使うことによりすでに同意を得ていると捉え、自署の欄はなくなるということです。

教育長（岸正博君）他にご質疑やご意見はありませんか。

委員一同 なし。

教育長（岸正博君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第14号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（岸正博君）異議がないようですので、議案第14号、藤岡市中学生海外派遣実施要綱の一部改正については、原案のとおり承認されました。

## 日程第8 議案第15号 藤岡市社会教育指導員の任命について

教育長（岸正博君）次に、日程第8、議案第15号、藤岡市社会教育指導員の任命について事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長（塚本健次君）議案第15号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）議案第15号、藤岡市社会教育指導員の任命についてご説明申し上げます。社会教育指導員は、藤岡市社会教育指導員設置に関する規則に基づき、本市における社会教育の振興と充実を図るために置くもので、主に人権啓発、人権教育の業務に従事していただいております。主な業務内容は、教育委員会主催の各種人権研修会の講師、市広報の人権記事の執筆、人権教育集会所の維持管理等であります。

高橋博氏には、令和6年度より社会教育指導員をお願いしており、業務に精通し、関係者からも信頼が得られていることから、引き続き令和8年度もお願いいたしたく提案するものであります。

教育長（岸正博君）ただ今、事務局より議案第15号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（岸正博君） ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第15号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（岸正博君） 異議がないようですので、議案第15号、藤岡市社会教育指導員の任命については、原案のとおり承認されました。

## 日程第9 議案第16号 藤岡市指定重要民俗文化財の指定 について

教 育 長（岸正博君） 次に、日程第9、議案第16号、藤岡市指定重要民俗文化財の指定について事務局より説明をお願いします。

文化財保護課長（井上勉君） 議案第16号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容） 藤岡市指定重要民俗文化財の新規指定についてご説明申し上げます。藤岡市文化財保護条例第3条では市の区域内に存在する文化財のうち、市にとって重要なものを藤岡市指定重要文化財、藤岡市指定重要無形文化財、藤岡市指定重要民俗文化財、藤岡市指定史跡、藤岡市指定名勝、藤岡市指定天然記念物に指定することができることと定めております。

本件は、令和7年11月10日付けで神田獅子舞保存会より神田獅子舞の指定申請の提出があり、令和8年2月25日に開催した令和7年度第1回藤岡市文化財保護審議会にて審議いたしました。

神田獅子舞には江戸中期の巻物、神代獅子由来が伝えられ、稲荷流獅子舞の系統を残す地域の伝統芸能として、地域の連帯と安寧に寄与してきました。神田地区の富士浅間神社の春例大祭におきまして、五穀豊穰、無病息災、家内安全等を祈願した奉納舞を毎年行っています。江戸時代以降、村々は大名、旗本、代官の所領地となり、神田村は宿中、後に分割統治されていきました。村の人々にとって一体感を阻害する要因となりましたが、唯一、村人に一体感を醸す行事が神社の祭礼の獅子舞でございました。昭和40年代には、核家族化や娯楽の移り変わり等の社会変化により獅子舞を維持継承することが困難となったため、一時中断を余儀なくされましたが、昭和48年に神田獅子舞保存会を結成、復活し、獅子舞の継承と演舞の活動を行ってきました。神田獅子舞保存会は、

約40種類に及ぶ演目を体系的に保持しており、継承者を地区内外から取込みながら活動を行っており、伝承の安定性及び保存体制の整備状況はしっかりと整っております。

文化財保護審議会の結果、藤岡市指定文化財の指定基準に関する要綱のうち、第4条民俗文化財の中の第1号無形民俗文化財の中の、イ民俗芸能の中で、地域的特色を示すものに該当するといたしまして、藤岡市指定重要民俗文化財への指定がふさわしいとの審議結果がありました。これが添付しております具申書になっております。

したがって、神田獅子舞を藤岡市指定重要民俗文化財に指定することについてお諮りするものでございます。

教 育 長（岸正博君）ただ今、事務局より議案第16号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（岸正博君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第16号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（岸正博君）異議がないようですので、議案第16号、藤岡市指定重要民俗文化財の指定については、原案のとおり承認されました。

## 日程第10 議案第17号 藤岡市文化財保護審議会委員の委嘱について

教 育 長（岸正博君）次に、日程第10、議案第17号、藤岡市文化財保護審議会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

文化財保護課長（井上勉君）議案第17号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。藤岡市文化財保護条例では、藤岡市内に存在する文化財の保存及びその活用について必要な事項を規定することにより、市民の文化的向上に資することを目的として、第11条に教育委員会に文化財保護審議会を置くとしており、第14条第1項で任期を2年としております。現在の委員の任期が令和8年3月末日までとなっておりますので、新たに委員を委嘱する必要がございます。

第13条で委員及び臨時委員は、教育委員会が委嘱又は任命するとしておりますので、下記の者を選定し、委員に委嘱をさせていただくものでございます。

また、委員の選定につきましては、委嘱する6名の方は全て再任となります。文化財保護審議会委員の実績がございます。1番の方は、各専門分野で活躍されておりまして、専門は考古・歴史です。2番の方の専門は自然、特に植物でございます。3番の方の専門は歴史・民俗となります。4番の方の専門は歴史です。5番の方の専門は自然、特に動物です。6番の方の専門は城郭・中世の時代を担当としております。以上6名で文化財保護審議会委員に当たってもらいたいと考えています。

委員の任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までとなります。

教育長（岸正博君）ただ今、事務局より議案第17号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（岸正博君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第17号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（岸正博君）異議がないようですので、議案第17号、藤岡市文化財保護審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

## 日程第11 議案第18号 藤岡市文化財保護審議会臨時文化財調査委員の委嘱について

教育長（岸正博君）次に、日程第11、議案第18号、藤岡市文化財保護審議会臨時文化財調査委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

文化財保護課長（井上勉君）議案第18号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市文化財保護審議会臨時文化財調査委員毛野国白石丘陵公園史跡整備委員の委嘱についてご説明申し上げます。文化財保護条例では、藤岡市内に存在する文化財の保存及びその活用について必要な事項を規定することにより、市民の文化的向上に資することを目的としております。

文化財保護条例第11条には教育委員会に文化財保護審議会を置くとしており、第12条第2項では、特別の事項を調査するために必要であるときは、臨時文化財調査委員を置くことができるとされております。

現在、実施している毛野国白石丘陵公園史跡整備事業では、毛野国白石丘陵公園史跡整備委員会を設け、臨時文化財調査委員である有識者4名から整備に係る古墳について

助言をいただきながら、事業を進めています。

この度、より広範な助言をいただき、事業を進めていくため、新たに臨時文化財調査委員として、専修大学の小林孝秀准教授の委嘱をご提案いたします。小林准教授は、古墳時代をご専門とし、特に古墳の横穴式石室のご研究で多くの論文を執筆されております。中でも群馬県内の古墳について造詣が深く、近年は高崎市の下佐野町にあります、漆山古墳の発掘調査を実施されるなど群馬県をフィールドとして活躍されています。毛野国白石丘陵公園史跡整備委員会において、専門的立場から助言と調査研究などに当たっていただきたいと考えております。

委員の任期は、令和8年4月1日から毛野国白石丘陵公園史跡整備事業が終了するまでとなります。

教 育 長（岸正博君）ただ今、事務局より議案第18号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（岸正博君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第18号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（岸正博君）異議がないようですので、議案第18号、藤岡市文化財保護審議会臨時文化財調査委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

## 日程第12 議案第19号 藤岡市スポーツ推進委員の委嘱 について

教 育 長（岸正博君）次に、日程第12、議案第19号、藤岡市スポーツ推進委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

スポーツ課長（高橋紀之君）議案第19号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市スポーツ推進委員に関する委嘱について、ご説明いたします。スポーツ推進委員とは、スポーツ基本法第32条の規定に基づき、市においてスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的人望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整や住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から教育委員会が委嘱するものとなっております。また、藤岡市スポーツ推進委員

に関する規則において、その定数は30人以内とし、任期は2年と規定しており、今回の委嘱ではスポーツ協会各支部からの推薦を受け委嘱人数は25名、委嘱期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。スポーツ推進委員が行う主な活動としては出前講座における指導員及び市スポーツ大会における運営協力並びに軽スポーツ普及を目的とした軽スポーツ交流会などを実施するものでございます。

教育長（岸正博君）ただ今、事務局より議案第19号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（岸正博君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第19号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（岸正博君）異議がないようですので、議案第19号、藤岡市スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。

午後4時休憩

---

午後4時9分再開

教育長（岸正博君）休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 日程第13 議案第20号 藤岡市教育委員会事務局職員の 任免について

教育長（岸正博君）次に、日程第13、議案第20号、藤岡市教育委員会事務局職員の任免について事務局より説明をお願いします。

教育総務課長（山下由希子君）議案第20号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市教育委員会事務局職員の任免について、ご説明申し上げます。

令和8年4月1日付けの人事異動に伴う内示が3月19日に発表されました。今回の人事異動では、組織改正による異動を除いた実質的な異動は、市全体で152名の異動がありました。そのうち、藤岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条の規定により、議案となります課長職以上の任免についてご説明いたします。

初めに解任者でございます。教育部長、酒井昭仁が総務部長に転出、スポーツ課長、高橋紀之が市民部納税相談課長へ転出となり、それぞれ解任となります。発令は令和8年3月31日付けでございます。

次に新任者でございます。教育部長に森林環境部長の高橋一人、スポーツ課長に健やか未来部複合施設建設室長の神保歩が、それぞれ就任いたします。発令は令和8年4月1日付けでございます。

教 育 長（岸正博君）ただ今、事務局より議案第20号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（岸正博君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第20号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（岸正博君）異議がないようですので、議案第20号、藤岡市教育委員会事務局職員の任免については、原案のとおり承認されました。

#### 日程第14 議案第21号 藤岡市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について

教 育 長（岸正博君）次に、日程第14、議案第21号、藤岡市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（佐藤淳君）議案第21号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市いじめ問題調査委員会は、藤岡市いじめ問題調査委員会条例において、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る、事実関係を明確にするための調査を行うこと、教育委員会に対して、いじめ防止、いじめの早期発見、いじめの対処のために必要な助言を業務として行うことが規定されています。委員の委嘱については第4条に弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱するとあり、任期は2年です。今回の皆さんは全員継続となります。

教 育 長（岸正博君）ただ今、事務局より議案第21号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

秋谷委員。

委員（秋谷雅文君）いじめ問題調査委員会は年に何回など定期的で開催されるのか、それ

とも何か問題が起きたときに開催されるのか、開催されるタイミングを教えてくださいたいのですけど。

学校教育課長（佐藤淳君）年に1回、いじめ問題調査委員会として集まっていただく機会があります。それ以外に重大事態が発生した時には、いじめ問題調査委員会を招集して皆さんで調査に当たることになっています。

委員一同 なし。

教育長（岸正博君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第21号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（岸正博君）異議がないようですので、議案第21号、藤岡市いじめ問題調査委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

## 日程第15 議案第22号 藤岡市学校運営協議会委員の委嘱について

教育長（岸正博君）次に、日程第15、議案第22号、藤岡市学校運営協議会委員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（佐藤淳君）議案第22号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市学校運営協議会の設置等に関する規則第7条には協議会の委員は12名とし、設置学校に在籍する児童又は生徒の保護者、所在する地域の住民、校長、その他の教職員、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命すると規定されています。今回5つの連携型小中一貫校の校長より、各協議会の委員の推薦がございました。東連携型小中一貫校は11名の推薦がございました。8番の方、9番の方、10番の方、11番の方が新規です。北連携型小中一貫校は12名の推薦がございました。12名全員が継続です。小野連携型小中一貫校は11名の推薦がございました。3番の方、6番の方、7番の方、10番の方、11番の方が新規です。西連携型小中一貫校は11名の推薦がございました。1番の方、9番の方、11番の方が新規です。鬼石連携型小中一貫校は12名の推薦がございました。5番の方、6番の方、7番の方、11番の方、12番の方が新規となります。合計57名の推薦となります。任期は令和8年4月1日から令和9年3月31日となります。

教 育 長（岸正博君）ただ今、事務局より議案第 2 2 号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（岸正博君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第 2 2 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（岸正博君）異議がないようですので、議案第 2 2 号、藤岡市学校運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

## 日程第 1 6 議案第 2 3 号 藤岡市地域学校協働活動推進員の委嘱について

教 育 長（岸正博君）次に、日程第 1 6、議案第 2 3 号、藤岡市地域学校協働活動推進員の委嘱について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（佐藤淳君）議案第 2 3 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市地域学校協働活動推進員設置要綱第 4 条では推進員の数は各一貫校に 2 名程度を原則とするとあり、第 5 条には推進員は一貫校区校長の推薦によると定められています。このたび、各学校協働活動推進員に委嘱しようとする者について、各連携型小中一貫校より 2 名ずつ計 1 0 名の推薦がございました。この中で鬼石連携型小中一貫校の 2 番の方が新規でそれ以外の方が継続となります。

教 育 長（岸正博君）ただ今、事務局より議案第 2 3 号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（岸正博君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第 2 3 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（岸正博君）異議がないようですので、議案第 2 3 号、藤岡市地域学校協働活動推進員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

日程第 1 7 議案第 2 4 号 藤岡市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について

教 育 長（岸正博君）次に、日程第 1 7、議案第 2 4 号、藤岡市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（佐藤淳君）議案第 2 4 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則は、群馬県義務教育諸学校等の教育職員の給料等に関する特別措置に関する条例第 8 条の規定に基づき、藤岡市立学校の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図ることを目的として定められています。今回の改正は令和 8 年 4 月 1 日付け、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の一部改正に伴うもので、在校等時間を定義する箇所の章立てが整理されたことから、本規則が引用する項番号を改めるものでございます。なお、時間外在校等時間の上限数につきましては、今回の指針改正において変更されていないことから、本規則第 2 条第 1 項各号及び第 2 項各号における変更はございません。施行期日は令和 8 年 4 月 1 日でございます。

教 育 長（岸正博君）ただ今、事務局より議案第 2 4 号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（岸正博君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第 2 4 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（岸正博君）異議がないようですので、議案第 2 4 号、藤岡市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の一部改正については、原案のとおり承認されました。

日程第 1 8 議案第 2 5 号 藤岡市学校給食センター管理及び運営に関する規則の一部改正について

教 育 長（岸正博君）次に、日程第18、議案第25号、藤岡市学校給食センター管理及び運営に関する規則の一部改正について事務局より説明をお願いします。

学校給食センター所長（木島尚美君）議案第25号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市学校給食センター管理及び運営に関する規則の一部改正についてご説明申し上げます。この一部改正は、第9条の2第4項で規定する給食費を無償としている児童生徒のうち、生活保護法の教育扶助や学校給食法に基づく要保護児童生徒援助費補助金対象者について、法律等に基づく支援があることからそれらの支援を優先するため、無償の対象外に改めるものであります。

また別表第1で定める学校給食費の日額については、令和7年度の学校給食用賄材料費の購入実績に基づき、小学校給食費を290円から320円に、中学校給食費を340円から360円に改めるものであります。

そのほか、様式第1号給食費減額申請書及び様式第3号給食予定日報告書は校長より、学校給食センター所長へ提出される書類への押印を見直し、廃止するものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日です。

教 育 長（岸正博君）ただ今、事務局より議案第25号について説明がありました。

ご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

秋谷委員。

委員（秋谷雅文君）別表の給食費の日額を、290円から320円に、340円から360円にそれぞれ値上げするということなのですが、年度当初に予算を整備いたしましたよね。その範囲を超える可能性はあるのですか。超えれば教育委員会の場合は補正予算を組むということは分かっているのですが、その辺はいかがなのでしょう。

学校給食センター所長（木島尚美君）賄材料費の歳出につきまして、先日、当初予算の議決をいただきました。その予算を超える可能性ですが、直近の2月末までの実績等より、小学校が1食当たり令和7年度は316円、中学校は355円で仕上がっております。当初予算のときには今年度の実績に基づいて、伸び率104%で賄材料費を計上させていただいておりますが、また、今後の物価の伸び次第によっては、見込んでいた予算ではまかなえない場合が生じることもございます。そのときは改めてお願いするものでございます。

委員一同 なし。

教 育 長（岸正博君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。これより採決いたします。

議案第25号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長

(岸正博君) 異議がないようですので、議案第25号、藤岡市学校給食センター管理及び運営に関する規則の一部改正については、原案のとおり承認されました。

閉 会

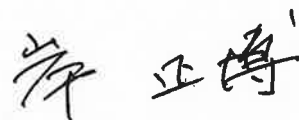
教育長(岸正博君)以上で、本委員会に提出されました議案の審議は全て終了しましたので、本日の会議を閉会します。

閉会 16時29分

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和8年4月21日

教育長



書記

